

二つの訴訟

ビキニ事件にかんし、横裁)を起しています。援することを決めていま
山さんら元漁船員は「ビキニ 船員訴訟は、今月26日に す。代表委員の田中照日さ
二損失補償訴訟」(高知地 第1回口頭弁論が開かれま んは「具体的な支援とし
裁)と、船員保険による劣 す。日本原水爆被害者団体 て、当面、口頭弁論の傍聴
災の適用を求める「ビキニ 協議会(日本被団協)は、 席を被爆者で満席にした
被ばく船員訴訟」(東京地 6月の総会で船員訴訟を支 い」と話します。

最良の漁場破壊

横山さんが乗ったど
の漁船もマクロが多く
とれる最良の漁場だっ
たマーシャル海域をめ
ざしました。アメリカ
はその海域を勝手に核
実験場にし、戦後直後
の46年から58年かけ
て67回も核実験を強行
しました。

当時、漁船員は航海
中、売り物にならない
漁獲物を食べ、海水で
シャワーを浴びるのが
当たり前でした。それ
らは核実験による放射
能で汚染されており、
多くの漁船員が内部被
ばくにより死んだので

す。

54年の核実験だけで

も約1000隻の日本
漁船が被害に遭う海域
にいたことが、当時の
内閣公文書で明らかに
なっています。日米両
政府は、漁港での放射
能検査を54年末で打ち
切り、人的被害は第5
福竜丸漁船員に限る55
年1月の「政治決着」
で事件を封印させまし
た。日本政府は54年以
降もアメリカの核実験
を容認・支持してきま
した。

横山さんが乗った漁
船で、放射能検査をう
け、90年のマクロを捨
てるよう命じられたの

は、54年の第11富佐丸
だけでした。

仲間の弔い合戦

横山さんは、原告の
1人となり、日米「政
治決着」によってアメ
リカに損害賠償を求め
る権利を奪われたこと
に対し、国に損失補償
を求める訴訟を高知地
裁に起しています。

高知地裁は6月17
日、原告の高齢、体調
不良などを考慮して土
佐清水市内で証拠保全
のための証人尋問(非
公開)をおこない、横
山さんや谷脇壽和さん
ら4人が証言に立ちま
した。

「漁船員が被ばくし
たことを黙っておいた
国が悪いよ。政治家が
一番よくない。室戸で
も土佐清水でも多くの
仲間が40代、50代で死
んだ。水爆実験のせい
だと思っ。訴訟はその
弔い合戦や。核実験で
被害をうけた私らはほ
ったらかしや。孫が社
会人になるまでがんば
らないといけない」

横山さんらをサポー
トする太平洋核被災支
援センターの山下正寿
さんは、「発効した核
兵器禁止条約には被爆
者と同時に核実験被害
者の救済項目がありま
す。ノーモア被爆者
とともに、ノーモア核
実験被害者」の視点か
ら、被害者の救済と
日本の条約参加を求め
る運動の共同を全国で
広げたい」と話します。